

令和 5 年 11 月 6 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
ガラスびん事業部

## 業務委託仕様書

### 1. 業務名称

「令和 7 年度ガラスびん再生処理事業者の登録審査（書類審査及び現地審査）」及び  
「令和 6 年度ガラスびん登録事業者への現地検査」に係る業務

### 2. 目的

本仕様書は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、協会という）ガラス  
びん事業部が行う、令和 7 年度ガラスびん再生処理事業者の登録審査（書類審査及び  
現地審査）及び令和 6 年度に実施する、登録事業者への現地検査に係る業務委託の業  
務内容を規定するものである。

### 3. 業務委託に関する当協会の方針

業務委託は、当協会業務の公益性に配慮し、公共性、透明性に支障をきたさないもの  
であり、かつ、当協会が自ら実施するものよりも経済性等において有利であり、委託  
することにより優れた成果が期待されるものでなければならない。

### 4. 業務委託詳細

#### (1) 再生処理事業者の登録審査に係る技術支援業務

協会の実施するガラスびん再生処理事業者の令和 7 年度登録審査に関し、適正な登  
録審査が実施できるように技術的支援を行う。本業務は、登録審査準備、書類審査、  
現地審査及び審査結果総括資料の作成に分類される。

#### ① 登録審査準備

- ア. 例年 7 月中旬を目途に開始される次年度登録事業者説明会の実施前に登録審査  
に関し、ガラスびん再商品化製品用途毎（びんの原料、その他の原材料）に登  
録要件、申請方法などを明確にする説明資料を作成し、協会との打合せで詳細  
を決定する。
- イ. 上記説明資料に則り、ガラスびん再商品化製品用途毎（びんの原料、その他の  
原材料）の登録審査における書類審査実施手順書、現地審査実施手順書、書類  
審査判定基準案及び現地審査判定基準の案を作成し、協会との打ち合わせで詳

細を決定する。

## ② 書類審査

登録申請に際し、例年7月末日までに再生処理事業者より提出された書類を基に、登録申請事業者の施設ごとに登録基準を満たしているかいないかについて審査を実施する。審査は書類審査実施手順に従い実施し、書類審査判定基準に則り、ガラスびん再商品化製品用途毎（びんの原料、その他の原材料）に合否の判定を行い、その結果を8月末まで協会へ報告する。本件業務受託者は、その間、協会の求めに応じ、書類審査の進捗状況を報告する。

費用見積もりにあたり、予定登録申請事業者数は、びんの原料を用途とする再生処理事業者 22 社 30 施設、その他の原材料を用途とする再生処理事業者 28 社 29 施設の合計 50 社 59 施設に設定する。

## ③ 現地審査

書類審査で合格または保留となった事業者・施設の中で現地での確認が必要と認められたものについて協会職員と共に訪問し、企業理念、事業計画、設備、関連法規遵守状況、安全衛生面等に関し、現地審査を実施する。審査は現地審査実施手順に従い実施し、現地審査判定基準に則り、ガラスびん再商品化製品用途毎（びんの原料、その他の原材料）に合否の判定を行い、その結果を審査結果総括資料として10月中旬頃までに協会へ報告する。

費用見積もりにあたり、予定登録申請事業者数は、びんの原料を用途とする再生処理事業者 1 社 1 施設、その他の原材料を用途とする再生処理事業者 1 社 1 施設の 2 社 2 施設に設定する。

## ④ 審査結果総括資料の作成

登録申請事業者の登録の可否については、書類審査・現地審査の判定の結果を受け、協会で決定するが、その拠り所となる各審査結果の概要並びに詳細を紙媒体、及び電子ファイルにて上記期日まで協会へ提出する。本件業務受託者は、その間、協会の求めに応じ、当該資料作成の進捗状況を報告する。

## (2) 再生処理事業者の現地検査並びに指導に関する支援業務

当該年度再生処理を実施している再生処理事業者を協会職員と共に訪問し、操業が適正に実施されているか否かを確認し、不適正な事項があれば指摘し、改善を求める。

### ① 実施手順書の作成

現地検査に際しては、年度初めに現地検査実施手順書案を作成し、協会との打

ち合わせて詳細を決定する。

② 事前準備

訪問調査前に、訪問先の登録申請書類や操業に関する書類等を確認し、現地での確認事項を協会へ報告する。

③ 主な現地検査・指導の内容

- ア) 日報、月報等操業管理書類と実際のマスフローの整合性確認（必要に応じ、協会が要請した再生処理事業者の月報、月次実績の分析、報告も含む）
- イ) 在庫、保管状況確認（市町村引き取り品、仕掛品、出荷待ち再商品化製品の適正在庫、保管状況等の確認）
- ウ) 再商品化製品のスペック確認（容リ法や協会、再商品化製品利用事業者が定める品質規格への適合性の確認）
- エ) 再商品化製品の販売状況確認
- オ) 設備の改造、変更等の有無の確認
- カ) 現地職員の当該業務認知度の確認
- キ) 関係法令遵守状況の確認（暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書の提出を含む）
- ク) 安全・衛生面の管理状況の確認
- ケ) 廃棄物管理状況の確認
- コ) 公害防止対策（騒音規制、振動防止、水質汚濁等）の確認
- サ) 指導（現地検査でガラスびん再生処理事業者を訪問した際に、協会の求めるガラスびん再商品化事業を実施しているかを製造現場等で確認し、問題ある場合は、協会職員とともに指導を行う。）

④ 要改善事項の指摘と指導

現地検査時、現地において改善すべき事項を指摘し、再生処理事業者へ改善を求める。

⑤ 報告書の作成

現地検査終了後、速やかに現地検査の報告書を作成し、協会へ提出する。

⑥ 指摘事項への対応

再生処理事業者から提出された訪問調査時指摘事項の改善報告を確認し、その検証結果を指定法人へ報告する。

費用見積もりにあたり、現地検査訪問予定事業者数はびんの原料を用途とする

再生処理事業者 10 社 10 施設、その他の原材料を用途とする再生処理事業者 15 社 15 施設の合計 25 社 25 施設に設定する。

(3) 再商品化製品利用事業者（販売先）の利用状況調査に関する支援業務  
協会職員と共に再商品化製品利用事業者を訪問し、利用状況に関する情報を得る。

① 実施手順案・報告書案の作成

年度初めに具体的調査事項に関する実施手順書案並びに再商品化製品利用事業者訪問報告書案を作成し、協会との打ち合わせで詳細を決定する。

② 主な調査内容

ア) 再商品化製品利用事業者（販売先）が具体的にどのような製品の原料として利用しているのか確認する。

イ) 再商品化製品が、再商品化製品利用事業者が求める品質規格に適合しているか確認する。

ウ) 再商品化製品の需給・価格状況などの情報をヒアリングする。

③ 報告書の作成

再商品化製品利用事業者訪問後、確認した内容に基づき報告書を作成し、速やかに協会へ報告する。

費用見積もりにあたり、予定訪問再商品化製品利用事業者数はびんの原料利用事業者 2 社 2 施設、その他の原材料利用事業者 2 社 2 施設の合計 4 社 4 施設に設定する。

5. 情報セキュリティ

(1) 情報セキュリティに対する方策について記述のこと。本業務委託に関しては秘密保持契約を締結するものとする。

また、単年毎に当協会が作成した個人情報保護に関する誓約書の提出、および、管理報告書を提出していただきます。

(2) 登録申請書類の過年度分の保管方法、対策等も記述すること。

以上